

事務連絡
平成 25 年 1 月 7 日

公益社団法人 日本医学放射線学会理事長 殿

厚生労働省医政局指導課

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の一部改正について」等の一部修正について

平成 24 年 12 月 27 日に「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の一部改正について」（平成 24 年 12 月 27 日医政発 1227 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下「通知」という。）及び「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室に陽電子-MRI 複合装置を備えた場合の安全確保並びに放射線防護に関し、関係学会等が作成するガイドラインについて」（以下「事務連絡」という。）を各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て発出したが、通知の表題等に誤りがあったため、今般、以下の通り修正することとする。

記

○通知

正	誤
「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の一部改正について	「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の一部改正について

○事務連絡

正	誤
P. 89 ~ (5) PET/MRI 複合装置の使用に関連する安全管理	P. 85 ~ (5) PET/MR 複合装置の使用に関連する安全管理